

## 令和3年度食育のための補助事業実施要項

公益財団法人長崎県学校給食会

- 1 趣旨 本事業は平成21年4月から実施をしており、公益目的事業の一つである食育の指導に関する支援の一環として、長崎県内の学校等において食育推進のために行われる調理講習会・研修会及び親子料理教室、学校給食に係わる教職員の校内研修に対し補助を行います。
- 2 事業期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
- 3 申請対象
  - (1) 給食センター等の調理員対象の調理講習会及び研修会
  - (2) 給食センター等の栄養教諭及び学校栄養職員対象の調理講習会及び研修会
  - (3) 校内及び地域での食育に関する親子料理教室
  - (4) 食育の指導に関する教職員の校内研修
- 4 申請条件
  - (1) 申請期限は2月末日までとする。
  - (2) 当給食会による補助金以外に経費の予算があること。(参加費など、金額不問。  
但し、他団体からも補助を受ける場合は別途相談すること。
  - (3) 報告・請求時には、支払領収書(コピー可)を添付すること。
  - (4) 当給食会物資を購入した場合、その金額は補助の対象外とする。(当給食会から購入した物資は報告書に記載しない)
- 5 申請の流れ
  - (1) 申請  
食育のための補助金申請書【様式1】に記入・押印し、資料(開催要項、レシピ等)と併せて**担当市町教育委員会**へ提出する。
  - (2) 内容確認  
内容確認後、担当市町教育委員会から当給食会へ一式を送付する。
  - (3) 報告・請求  
事業終了後、食育推進報告書【様式2】と食育のための補助金請求書【様式3】を作成し、支払領収書(コピー可)、振込先の通帳コピー(表紙裏面)と併せて**当給食会**へ提出。

(3) 補助金振込

報告書の内容を精査し、請求書に沿って補助金を振り込む  
むことで事業が完了する。

- 6 注意事項
- (1) 補助金は報告内容を当給食会が精査し、予算の範囲内で決定する。
  - (2) 補助金額は上限を10,000円(税込)とする。
  - (3) 事業実施後は速やかに報告書と請求書を提出すること。
  - (4) 申請を取り消す場合(研修会が参加費のみで運営できた等)は申請取消書【様式4】を提出すること。
  - (5) 申請は担当市町教育委員会を通し、確認を受けること。なお、該当の市町教育委員会が無い場合(私立等)は当給食会へ直接申請すること。※事業報告を兼ねる。
  - (6) 振込先は公的に使用されている口座名を記入すること。
  - (7) 補助金額決定時及び補助金振込後の連絡は行わない。変更があった場合のみ連絡を行う。
  - (8) 各種書類提出時には当給食会配送便を利用可。なお、FAXやE-mailでの受付は不可。
  - (9) 普及充実事業の一つである副食用物資支援事業との併用も可。
  - (10) 補助事業を利用された方へ、当給食会広報誌の給食だよりへの寄稿を依頼することがある。

7 送付先

〒859-0403

長崎県諫早市多良見町市布1708-4

公益財団法人長崎県学校給食会

8 問い合わせ 総務課(担当:長嶋)

電話:0957-43-1321

FAX:0957-43-4618

E-mail:nagashima@nagasaki-kenkyu.or.jp